

## — 調査票の全体構成 —

## 【施設・事業所票】

- 問1～問4 → 施設・事業所全体（調査対象サービス以外の介護保険サービスを含める）の状況
- 問5 → 施設・事業所が属する法人全体の状況
- 問6 → 施設・事業所全体（調査対象サービス以外の介護保険サービスを含める）の状況
- 問7～問10 → 調査対象サービスの状況

- 【従事者票】 → 施設・事業所全体（調査対象サービス以外の介護保険サービスを含める）の状況  
（該当者は調査対象サービスの介護従事者から抽出）

## &lt;用語の定義&gt;

介護従事者：○介護老人福祉施設：生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員

○介護老人保健施設：看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、  
介護支援専門員

○介護療養型医療施設：看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員

○訪問介護：訪問介護員（サービス提供責任者含む）

○通所介護：生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員

○認知症対応型共同生活介護：看護職員、介護職員、介護支援専門員

常勤職員：原則として施設・事業所で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。施設・事業所の勤務時間数のすべてを勤務しているパートタイマーは、ここに含む。ただし、1週間の所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を「常勤職員」とし、その他は「非常勤職員」とする。

非常勤職員：常勤職員以外の従事者（他の施設・事業所にも勤務するなど収入および時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）をいう。

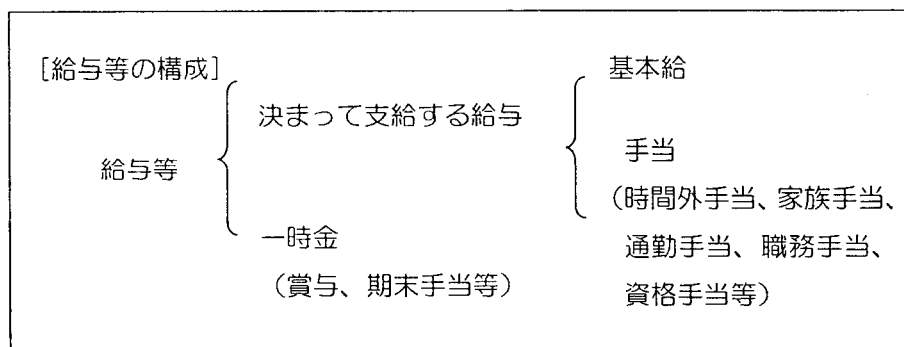
正規職員：雇用している労働者のうち、特に雇用期間を定めていない者（パートタイマー等は除く）をいう。

非正規職員：正規職員以外の者で、契約社員、臨時的雇用者、パートタイマー、派遣社員等をいう。

勤続年数：施設・事業所における勤続年数のみではなく、同一法人内における勤続年数も含む。なお、同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数についても含む。

経験年数：施設・事業所における経験年数のみではなく、同一法人内及び別法人における経験年数も含む。なお、調査対象施設・事業所において、当該者の前職が、現職と違う職種の場合であっても、給与等を引き上げる際に前職の経験も勘案している場合（前歴換算）は、前職の年数も現職の経験年数に含む。

給与等 : 本調査における給与は、以下のイメージ図のとおり。



## 介護従事者処遇状況等調査の実施の概要（案）について

## 1. 調査の目的

平成21年度介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査時期

平成21年10月1日

## 3. 調査対象及び抽出率

## (1) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

## (2) 調査対象施設（抽出率）

- 1) 介護老人福祉施設 (1 / 4)
- 2) 介護老人保健施設 (1 / 4)
- 3) 介護療養型医療施設 (1 / 4)
- 4) 訪問介護事業所 (1 / 20)
- 5) 通所介護事業所 (1 / 20)
- 6) 認知症対応型共同生活介護事業所 (1 / 10)

## (3) 介護従事者の調査対象職種（抽出率）

## 1) 介護老人福祉施設

生活相談員 (1 / 1)、介護職員 (1 / 5)、看護職員 (1 / 2)  
機能訓練指導員 (1 / 1) 介護支援専門員 (1 / 1)

## 2) 介護老人保健施設 (1 / 4)

看護職員 (1 / 4)、介護職員 (1 / 5)、支援相談員 (1 / 1)  
理学療法士 (1 / 2)、作業療法士 (1 / 2)、言語聴覚士 (1 / 2)  
介護支援専門員 (1 / 1)

## 3) 介護療養型医療施設 (1 / 4)

看護職員 (1 / 4)、介護職員 (1 / 2)、理学療法士 (1 / 2)  
作業療法士 (1 / 2) 介護支援専門員 (1 / 1)

## 4) 訪問介護事業所 (1 / 20)

訪問介護員 (1 / 4)、サービス提供責任者 (1 / 1)

5) 通所介護事業所 (1 / 20)

生活相談員 (1 / 1)、看護職員 (1 / 1)、介護職員 (1 / 2)  
機能訓練指導員 (1 / 1)

6) 認知症対応型共同生活介護事業所 (1 / 10)

看護職員 (1 / 1)、介護職員 (1 / 2)、介護支援専門員 (1 / 1)

4. 調査項目

(1) 施設・事業所票

給与等の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、収支の状況、加算の取得状況、利用者数、職員数 等

(2) 従事者票

性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金額 等

5. その他

介護報酬改定とは別に予定されている、介護従事者処遇改善交付金（仮称）の影響をふまえた分析を行う必要があるため、今回調査実施後に同交付金の交付開始後の処遇状況についても把握を予定している。

## 介護事業経営実態調査等について

### 【背景】

- 介護報酬は各々のサービスの平均費用の額を勘案して設定することとされていることから、介護報酬改定の前に介護事業経営概況・実態調査を実施している。
- 介護事業経営概況・実態調査については、介護給付費分科会の審議の中で集計・分析に用いるサンプル数が少ないこと等について議論が行われた。
- 介護給付費分科会の審議報告(平成20年12月12日)において、「介護事業経営実態調査等の調査手法の設計や調査結果の検証の場を設けること。」とされている。
- 介護給付費分科会(平成20年12月26日)に調査実施委員会が設置され、介護事業経営実態調査等については「介護報酬改定に必要な基礎資料を得るための調査設計及び集計、分析方法について検討を行う。」とされた。
- 次回の調査実施に向けて、調査手法等の見直しの方向性を定める必要がある。

## 介護事業経営実態調査等について

### 【調査の概要】

#### ① 目的(全体)

- 介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的とする。

#### (個別の目的)

- ・ 介護事業経営概況調査(以下 経営概況調査)  
介護報酬改定の骨格(案)作成に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- ・ 介護事業経営実態調査(以下 経営実態調査)  
介護報酬設定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### ② 実施時期(平成21年度介護報酬改定時)

- 平成19年10月:経営概況調査
- 平成20年 4月:経営実態調査

## 介護事業経営実態調査等について

### 【調査の概要】

#### ③ 調査項目

- 経営概況調査
  - ・ 事業の実施状況、事業活動収入、事業活動支出、等
  
- 経営実態調査
  - ・ 事業の実施状況、事業活動収入、事業活動支出、損益計算書、貸借対照表 等

#### ④ 調査対象

- 経営概況調査
  - ・ 全施設・事業所から層化無作為抽出法により約1／30を設定
  - ・ 約 4, 800施設・事業所
  
- 経営実態調査
  - ・ 全施設・事業所から層化無作為抽出法により約1／6を設定
  - ・ 約 24, 000施設・事業所

## 介護事業経営実態調査等について

### 【介護事業経営実態調査等の問題点】

- 集計・分析をするためのサンプル数が少ない(回収率が低い)
  - ・ 事業所は必ずしも毎月の収支状況を把握していない場合がある
  - ・ 項目の記載が難しい(記入項目が詳細にわたる)
  - ・ 調査票が厚い(約40頁)
    - a. 法人種別等により会計基準が異なるため、それぞれの基準にあわせた調査項目を重複作成しているため、調査票のページ数が増えている
    - b. 費用等の按分に使用する項目(職員数、利用者数等)が調査項目の半数を占める
  - ・ 各法人(複数サービスを実施している場合)における職員の勤務状況をサービス種類別に按分することが困難
  - ・ 同時期に複数調査が実施される(複数調査の調査対象になる事業所がある)  
(平成22年10月実施予定の調査)
    - ・ 介護サービス施設・事業所調査(提供体制、提供内容等の基盤整備の状況等)
    - ・ 介護労働者実態調査(介護労働者の実態及び就業の実態等)
    - ・ 介護従事者処遇状況等調査(介護従事者の処遇改善状況等)



## 介護事業経営実態調査等について

### 【見直しの検討案】

#### 《経営概況調査》

- 調査内容を9月中の収支状況から1年(度)分の決算額に変更
  - ・ 会計期間により、各法人が決算額を把握できる時期が異なる
    - a. 会計期間が年(1月1日から12月31日)、決算報告は4月頃
    - b. 会計期間が年度(4月1日から翌年3月31日)、決算報告は7月頃
  - ⇒ 調査実施時期を7月に変更することを検討
  
- 費用等の按分指標は、既存の情報を利用  
(平成21年介護サービス施設・事業所調査の公表は平成22年10月頃)  
⇒ 調査項目の半数を占めるため、大幅な調査項目の縮減が可能
  
- 決算書(写)等の提出を可能にする
  - ・ 民間法人は各法人で定めた会計基準で決算を行うため、勘定科目が異なる
  - ⇒ 調査票による調査を実施、一定基準(社会福祉法人会計基準等)に基づく決算書等については写しの提出を可能にすることについて検討
  
- 調査票で把握が必要な項目の整理・縮減方法については、引き続き検討

#### 《経営実態調査》

- 直近の経営状況等を介護報酬改定に反映するため、引き続き調査の実施が必要
- 調査項目の縮減、費用按分の方法等について、さらに検討を行う

# 介護事業経営実態調査等について

## 経営実態調査等の見直しイメージ(案)

### 現行

経営概況調査(平成22年9月中の状況)  
 客体数 : 層化無作為抽出法により約1/30  
 目的 : 介護報酬改定の骨格(案)作成に必要な基礎資料  
 調査の時期:平成22年10月  
 調査事項 : 事業の実施状況(按分用項目)  
 事業活動収入  
 事業活動支出 等

経営実態調査(平成23年3月中の状況)  
 客体数 : 層化無作為抽出法により約1/6  
 目的 : 介護報酬設定に必要な基礎資料  
 調査の時期:平成23年4月  
 調査事項 : 事業の実施状況(按分用項目)  
 事業活動収入  
 事業活動支出  
 損益計算書  
 貸借対照表 等

### 見直し後(案)

経営概況調査(平成21年(度)の決算額等)  
 客体数 : 層化無作為抽出法により約1/30  
 目的 : 介護報酬改定の骨格(案)作成に必要な基礎資料  
 調査の時期:平成22年7月(前倒)  
 調査事項 : ~~事業の実施状況(按分用項目)~~  
 事業活動収入  
 事業活動支出 等

経営実態調査(平成23年3月中の状況)  
 客体数 : 層化無作為抽出法により約1/6  
 目的 : 介護報酬設定に必要な基礎資料  
 調査の時期:平成23年4月  
 調査事項 : 事業の実施状況(按分用項目)  
 事業活動収入  
 事業活動支出  
 損益計算書  
 貸借対照表 等

引  
続  
き  
検  
討

- ・決算額等を調査、調査項目の縮減することにより記入者負担を軽減
- ・調査票で把握する項目については、項目の縮減方法等を引き続き検討
- ・費用按分用の項目を既存情報から得ることにより記入者負担を軽減

○平成21年介護サービス施設・事業所調査(平成22年10月頃公表予定)

- ・最新の経営状況を介護報酬に反映するため、引き続き調査を実施
- ・調査項目については記入者負担を考慮し縮減方法について検討
- ・費用按分の項目については、記入者負担を縮減するために、代替方法について引き続き検討を行う